平成 26 年 3 月 10 日 資 料 提 供

平成26年度・27年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました。

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに、医療給付費の見込みなどに基づい て、各都道府県の後期高齢者医療広域連合で保険料率を定めています。

平成 26 年 3 月 8 日 (土) に開催した「平成 26 年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会第1回定例会」において、平成26年度及び平成27年度の保険料率が決定い たしました。(後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

1. 平成26年度及び平成27年度の保険料率(算定時比較)

	H26・27 年度	H24・25 年度	差引(増減)	
均等割額(円)	42, 580 円	41,099 円	1,481 円増	3.6%増
所得割率(%)	8. 30%	8.01%	0.29 ポイント増	3.6%増
被保険者一人あたり平均保険料	90, 164 円	90,560 円	396 円減	0.4%減
厚生年金の平均的な年金額 受給者の年間保険料額 (年収 201 万円・単身世帯)	53, 980 円	52, 100 円	1,880円増	3.6%增

* 平成 26 年度から、均等割額の5割・2割軽減制度の対象者が拡大します。 (軽減制度拡大前の一人あたり平均保険料90,840円)

|**保険料額の算出方法(平成 26・27 年度)| ***所得等の条件によっては軽減措置があります。

年間保険料額 (上限 57 万円)

均等割額 42.580円

所得割額

賦課のもととなる所得金額×8.30%

2. 今回の保険料率改定の考え方

高齢化の進展による被保険者数の増加や一人あたり医療費の上昇などにより、 医療給付費は、年6%程度増える見込みです(約1割を保険料で負担)。

このため、保険料率の上昇は避けられない状況ですが、本広域連合としましては、 消費税率引き上げや年金支給額減額の影響を考慮し、中低所得者の負担を軽減する ため、保険料率の急激な上昇を抑制する取組を実施しました。

取組 1 抑制のための財源投入【75 億円】

平成 24・25 年度の財政運営期間で生じる剰余金 60 億円及び、県が管 理する財政安定化基金15億円を抑制財源として活用します。

|取組2||保険料の上限額(賦課限度額)の引上げ【55万円を57万円に引上げ】 国の政令改正にあわせて実施します (所得割率の上昇幅を抑制)。

(問い合わせ先)

神奈川県後期高齢者医療広域連合 業務課長 常松 俊一 電話 045(440)6713